

議会議案第 9 号

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出
について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 27 日

提出者 須崎市議会議員 海地 雅弘

賛成者 須崎市議会議員 大崎 宏明

〃 須崎市議会議員 高橋 祐平

〃 須崎市議会議員 高橋 立一

〃 須崎市議会議員 豊島 美代子

消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書（案）

新型コロナ感染、原油・資材・肥料高騰の影響で景気回復が見通せず、中小事業者の経営困難が続く下で、2023年10月から消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、農林漁業者、フリーランスも含め全国約500万の小規模事業者が、▶取引先や元請、業務委託先から取引を断られる▶値引きや単価引き下げを求められる▶課税業者になるよう要求され、消費税の確定申告・納税が必要になる一状況に追い込まれます。課税事業者も、免税事業者との取引の際、免税事業者が課税事業者にならずインボイスを発行してくれなければ、消費税確定申告時に自らの消費税納税額が増え、経営危機に陥ります。

特に一次産業が多い地方自治体では、個人事業主・家族経営・高齢者の免税事業者が多く、大きな影響を受けます。経済的負担に加え、「適格請求書」発行の実務的負担等も増えるインボイス制度に、対応できる状況ではありません。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。新型コロナ感染の収束が見通せないなか、消費税インボイス制度実施の延期を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年 9月 27日

須崎市議会議長 高橋 立一

(提出先)

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
総務大臣 寺田 稔 様
財務大臣 鈴木 俊一 様